

請負契約書【案】

1. 件 名 中部運輸局自動車運転管理業務請負契約
2. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 契約単価 契約書「別紙」のとおり
4. 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

本契約を履行するにあたり、

甲－支出負担行為担当官

中部運輸局長 中村 広樹

乙－

として、下記条項のとおり請負契約を締結する。

- 第1条** 乙は、甲が配付した仕様書等に基づき、頭書の業務を履行し、甲はこれに対し、請負代金を乙に支払うものとする。
- 第2条** 乙は、業務を実施するにあたり、乙の職員（「車両管理責任者及び車両運転者」以下同じ。）の名簿を甲に提出し、その内容に異動があった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 第3条** 乙は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第4条** 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
2. 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 第5条** 乙は、前条第2項の規定により承諾を得た業務につき、下請負を決定したときは、当該業務の着手前に、下請負人の名称、業務計画、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
2. 乙は、前項の規定による場合には甲又は監督職員が下請負に、請負人に対する同様の監督をすることができるよう必要な措置をとらなければならない。

第6条 乙は、乙の職員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、甲の不適当と認めた職員は甲の業務において使用しないものとする。

第7条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部にもらしまだは、他の目的に使用してはならない。

第8条 甲は、業務の処理にあたり、業務の指導、監督を行う。また、必要があるときは改善を要求することができる。

第9条 乙は、この契約について完了の都度中部運輸局総務部総務課長の確認を受けるものとする。

第10条 乙は、一ヶ月毎に業務請負料を甲に請求するものとする。

業務請負料は、別紙の月額合計に勤務時間外に業務を履行した超過料金等を加えた額とする。

2. 甲の指示で乙がこの契約に定める一切の業務を履行しなかった日があるときは、別紙の金額を控除する。
3. 甲は、乙の欠勤や遅刻、早退等による就業時間の全部又は一部を勤務しなかった日があるときは、別紙の金額を控除する。

第11条 甲は、前条による適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

第12条 乙は、甲が前条の約定期間までに甲の責に帰する事由により、支払わないときは、約定期間満了の日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として、甲に請求することができる。

但し、天災地変等やむを得ざる事由によるときは、この限りでない。

2. 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から解約の申し出があったとき。
- (2) 乙が甲の監督又は、その指定する職員の指示に従わないとき。
- (3) この契約の履行について又は、乙の職員に不正の行為が合ったとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき

- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき

(5) 乙又は、乙の職員がこの契約の各条項に違反したとき。

第14条 前条第2号から第5号までの各号の1に該当する事由により契約を解除されたときは、乙は違約金として契約金の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2. 但し、前項の場合において乙の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

第15条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反

したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものとし、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第16条 乙は、業務遂行中に乙又は、乙の職員の責に帰すべき事由により、中部運輸局職員並びに第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責に任ずるものとし、その額については、甲・乙協議して定めるものとする。

2. 乙が業務遂行中に乙又は、乙の職員の故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責に任ずるものとする。
3. 乙は、乙の職員が甲の責に帰すべき事由によらず業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

第17条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲　名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
支出負担行為担当官
中部運輸局長　中村 広樹

乙

[別 紙]

(単位:円)

項 目	摘 要		金 額 (消費税込み)	備 考
	区 分	单 位		
基 本 月 額				
自 动 車 保 険 料				
月 額 合 計			0	
超 過 料 金	業務時間外に業務を履行した場合(休日を除く) 〔運転者1人につき〕	22時から翌日の5時 上記以外の時間	1時間につき	
	休日に業務を履行した場合 〔運転者1人につき〕	22時から翌日の5時 上記以外の時間	1時間につき	
宿泊を伴った場合 〔運転者1人につき〕	宿泊費	夜数につき	甲地	「甲地」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地」とは、その他の地域をいう。
			乙地	
割 引 料 金	甲の指示で業務日に一切の業務を履行しなかった場合〔運転者1人につき〕	割引単価	1日につき	
	乙の都合により業務日に一切の業務を履行しなかった場合〔運転者1人につき〕	割引単価	1時間につき	